

庄内広域水道企業団企業管理規程第11号

庄内広域水道企業団検針業務委託規程を次のように定める。

令和8年3月16日

庄内広域水道企業団

企業長 佐藤 聡

庄内広域水道企業団検針業務委託規程

(趣旨)

第1条 この規程は、庄内広域水道企業団（以下「企業団」という。）が行う検針業務を私人に委託することに関し必要な事項を定めるものとする。

(委託業務の範囲)

第2条 委託する検針業務の範囲は、庄内広域水道企業団給水条例（令和8年庄内広域水道企業団条例第30号）第31条、第32条及び第33条に規定する検針業務及び庄内町ガス事業から受託した検針業務とする。

(委託契約の締結)

第3条 企業長は、次に掲げる要件のいずれかを備える者に検針業務を委託するものとし、委託を受ける者（以下「受託者」という。）と委託契約（以下「契約」という。）を締結しなければならない。

(1) 山形県庄内総合支庁管内に居住する身元確実な満18歳以上の者で、検針業務を十分に遂行するための意思及び能力を有するものであること。

(2) 山形県庄内総合支庁管内に主たる事業所等を置く、庄内広域水道企業団指定給水装置工事事業者である者で、検針業務を十分に遂行するための人員及び能力を有するものであること。

2 契約書には、次の事項を記載するものとする。

(1) 委託業務の範囲

(2) 検針業務の方法

(3) 委託料

(4) 契約の期間

(5) 受託者が前項第2号に規定する者にあつては、主たる検針業務従事者の氏名

(6) 前各号に掲げるもののほか、業務上必要と認める事項

(身分証明書の交付等)

第4条 企業長は、前条の規定により契約を締結した場合は、受託者に身分証明書として水道検針員証（別記様式）を交付するものとする。ただし、前条第1項第2号に規定する受託者への身分証明書の交付については、別に定める。

2 受託者は、検針業務に従事する際、常にこれを携帯しなければならない。

3 受託者は、身分証明書を毀損し、又は亡失したときは、速やかに報告をし、身分証明書の再交付を受けなければならない。

4 受託者は、契約が失効したときは、速やかに交付を受けた身分証明書を返還しなければ

ばならない。

(機器等の貸与)

第5条 企業長は、受託者に対して検針業務用携帯情報端末（以下「情報端末」という。）その他検針業務に必要な機器等を貸与することができる。

2 受託者は、情報端末を毎月の検針業務開始前に受け取り、検針業務終了後速やかに返却しなければならない。

(受託者の義務)

第6条 受託者は、この規程及び契約に定める各条項を遵守し、検針業務を企業長の指定する期間内に完了しなければならない。

2 受託者は、常に細心の注意をもって検針業務に努めるとともに、次の事項を守らなければならない。

(1) 情報端末の携行に当たっては、落下や衝撃防止に努めるなど適正な管理に努めること。

(2) 情報端末の操作に習熟し、検針のお知らせの印刷に当たっては、メーター指針を確認の上、正確に入力すること。

(3) 前月の使用量と著しく差異があると認められる場合は、施設装置、メーター器等の故障及び漏水等がないかを確認し、使用者に注意するなど適切な処置をすること。

(4) 印刷した検針のお知らせは、使用者に手渡すことを原則とすること。ただし、使用者が不在のときは、郵便受箱又は玄関等最も安全なところに確実に投入すること。

(5) 業務上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。

(6) 企業団の信用及び名誉を傷つけるような行為をしないこと。

(受託区域)

第7条 企業長は、検針区域を別に定める。

(再検針)

第8条 企業長は、受託者が検針した使用量が誤針と思われるときは、受託者に対し再検針を行わせることができる。

(検針件数)

第9条 検針件数は、メーター器1個をもって1件とする。ただし、前条の規定による再検針は、検針件数から除くものとする。

(委託料)

第10条 企業長は、受託者に対し契約で定めた額を、委託料として支払うものとする。

2 委託料の算定基準は、別に定める。

(届出の義務)

第11条 受託者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに企業長にその旨を届け出なければならない。

(1) 受託者及び主たる検針業務の従事者に住所や身分上の異動があったとき。

(2) 情報端末の使用者情報に誤情報及び変更があったとき。

(3) 使用者が使用量について異議を申し立てたとき。

(4) 情報端末を亡失し、又は毀損したとき。

(5) 供給施設及び給水装置等の故障修繕の申込み又は苦情の申出があったとき。

2 前項各号に掲げるもののほか、受託者にこの規程又は契約事項の履行が不可能な事由が生じ、契約期間中に契約を解消しようとするときは、解消しようとする日の20日前までに企業長に届け出なければならない。ただし、緊急やむを得ない事情にあつては、速やかに届け出るものとする。

(検針業務の検査)

第12条 企業長は、必要と認めるときは、受託者の検針業務について検査することができる。

(企業長への報告等)

第13条 受託者は、検針中に次に掲げる事項がある場合には、細大漏らさず企業長に報告するとともに、必要に応じ使用者に対して注意しなければならない。

(1) 建物、工作物等のためにメーター器の検針に支障があると認められたとき。

(2) メーター器の上に重量物その他の物件が置かれてあるため検針ができないとき。

(3) メーター器の不良、漏えい、漏水の発見その他住民からの苦情又は要望があつたとき。

2 受託者は、前項の規定による注意を行う際は、丁寧に、かつ、礼を失することのないよう努めなければならない。

(契約の解除)

第14条 受託者がこの規程及び契約書に違反したとき、又は企業長が業務上不相当と認めるときは、契約期間中であっても、企業長は、速やかにその旨を受託者に通知し、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第15条 受託者が、検針業務に関連して企業長及び使用者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、検針業務の委託に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

